

平成 21 年

四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 2 回) 議事録

四條畷市交野市清掃施設組合

平成 21 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 2 回) 議事録

1. 平成 21 年 3 月 30 日 四條畷市交野市清掃施設組合 2 階会議室において開催する。

1. 出席議員次のとおり

1 番議員 野口 陽輔	2 番議員 友井 健二
3 番議員 坂本 顕	4 番議員 浅田 耕一
5 番議員 吉坂 泰彦	6 番議員 中上さち子
7 番議員 渡辺 裕	8 番議員 土井 一憲
9 番議員 岸田 敦子	10 番議員 扇谷 昭
11 番議員 山本 富子	12 番議員 平野 美治

1. 理事者側出席者次のとおり

管理者 田中 夏木	副管理者 中田 仁公
副管理者 西野 修	
四條畷市市民生活部長 松永 博	
交野市環境部長 宇治 正行	

1. 事務局側出席者次のとおり

事務局長 神田 市朗	資源循環施設整備室長 伊田 俊二
資源循環施設整備室長代理 明田 清孝	
総務課長 奥田 浩樹	
管理課長兼資源循環施設整備室上席主幹 梅垣 信一	
会計課長兼事務局上席主幹 谷山 治	総務課主幹 太田 広治

1. 議事日程次のとおり

日程第 1	会議録署名議員指名
日程第 2	会期決定について
日程第 3 議案第 2 号	平成 20 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算 (第 3 号) について

日程第4 議案第3号 平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算について

日程第5 議案第4号 四條畷市交野市清掃施設組合職員の厚生制度に関する条例の制定について

(時に10時00分)

1. 議長（吉坂泰彦君） おはようございます。本日は四條畷市交野市清掃施設組合議会第2回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては年度末何かとご多忙のところご参集賜りまして誠にありがとうございます。

ただ今から平成21年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第2回を開会いたします。

なお、傍聴を希望される方が見えておられますので許可いたします。

開会にあたりまして管理者よりごあいさつをお受けしたいと思います。管理者。

1. 管理者（田中夏木君） おはようございます。定例会が開会されるにあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は四條畷市交野市清掃施設組合議会第2回定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては何かとお忙しいところご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日の第2回定例会におきましては、平成20年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第3号）、平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算及び四條畷市交野市清掃施設組合職員の厚生制度に関する条例の制定についての3議案をお願い申し上げます。何とぞご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

ところで、新ごみ処理施設の整備に向けましては、現在、施設整備基本計画の策定のため、すでに3回にわたる検討委員会が開催され、議員の皆様の本心に熱心なご議論をいただいております。また、環境影響調査につきましても精力的に必要な事務事業を示させていただいております。四條畷市、交野市14万市民の安定したごみ処理を実現するため、一刻も早い施設整備に向け、副管理者の中田市長ともども強い連携のもとに取り組んでいるところでございますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、本日の定例会の終了後、少々お時間をいただきまして、第1回臨時会の開催をお願いするための焼却施設整備工事にかかります概要につきましてご説明を申し上げたいと存じておりますので、よろしくようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1. 議長（吉坂泰彦君） ありがとうございます。それでは次に事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（神田市朗君） それではご報告申し上げます。

本日の会議におけます議員の出席状況につきましては、ご報告申し上げます。本日は全員のご出席をいただいております。

次に前定例会閉会后、本日までの諸般につきましてご報告申し上げます。去る2月26日に平成20年10月分、11月分、12月分の現金出納検査が行われました。その結果報告書が議長あてに提出されておりますので、お手元にご配布させていただいております。なお、検査に付しました関係書類等につきましては事務局にて保管してございますので、併せてご報告申し上げます。

以上、諸般の報告を終わらせていただきます。

1. 議長（吉坂泰彦君）引き続きまして事務局より議事日程の報告をいたさせます。事務局。

1. 事務局（谷山 治君）（議案書にて朗読）

1. 議長（吉坂泰彦君） 日程第1会議録署名議員指名を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第81条の規定により議長により指名申し上げます。3番坂本議員、4番浅田議員を指名いたします。

1. 議長（吉坂泰彦君） 日程第2会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。平成21年3月30日開会の四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第2回における会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長（吉坂泰彦君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

1. 議長（吉坂泰彦君） 日程第3議案第2号平成20年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（谷山 治君）（議案書にて朗読）

1. 議長（吉坂泰彦君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第2号についての提案理由及びその概要について内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（神田市朗君） それではただ今、議題となりました議案第2号平成20年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

まず1ページをお開きいただきたいと思います。この補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4845万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1534万5000円としようとするものでございまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正により、また継続費の変更は第2表継続費補正により、地方債の変更は第3表地方債補正によりそれぞれ行ってございます。

その内容につきましてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

2 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正でございます。左のページ、歳入でございますが、(款) 分担金及び負担金 (項) 分担金でございますが、補正前の額 8 億 5015 万 1000 円から 4935 万 5000 円を減額補正し、8 億 79 万 6000 円としようとするものでございます。

(款) 諸収入 (項) 組合預金利子でございますが、補正前の額 1 万円に 3 万円増額補正し、4 万円としようとするものでございます。

(款) 諸収入 (項) 雑入でございますが、補正前の額 10 万円に 176 万 8000 円増額補正し、186 万 8000 円としようとするものでございます。

また (款) (項) 組合債でございますが、補正前の額 640 万円から 90 万円を減額補正し、550 万円としようとするものでございます。

次に歳出でございますが、右側 3 ページをご覧くださいと存じます。

(款) (項) の議会費でございますが、補正前の額 278 万 1000 円から 72 万円を減額補正し、206 万 1000 円としようとするものでございます。

また (款) 総務費 (項) 総務管理費でございますが、補正前の額 1 億 3475 万 3000 円に 315 万 5000 円を増額補正し、1 億 3790 万 8000 円としようとするもので、また (款) 衛生費 (項) 清掃費でございますが、補正前の額 5 億 3619 万 9000 円に 258 万円を増額補正し、5 億 3877 万 9000 円としようとするものでございます。

また (款) (項) 建設事業費でございますが、6043 万 3000 円から 5347 万 2000 円を減額補正し、696 万 1000 円としようとするものでございます。

次に 4 ページ、5 ページをお開きいただきたいと存じます。第 2 表継続費補正でございます。

(款) (項) の建設事業費で、まず新ごみ処理施設にかかる環境影響調査事業でございますが、当初総額 2 億 1000 万円の変更はございませんが、事業の進捗状況に合わせまして年割額を変更しようとするものでございます。平成 20 年度の 300 万円及び 22 年度の 1 億 1250 万円に変更はございませんが、21 年度分で補正前の額 6450 万円を 3600 万円に、また平成 23 年度、最終年度でございますが、補正前の額 3000 万円を 5850 万円に変更しようとするものでございます。

次に同じく (款) (項) の建設事業費でございますが、新ごみ処理施設の整備基本計画書作成事業でございます。総額 1062 万 9000 円には変更ございません。こちらも事業の進捗に合わせまして年割額を変更しようとするもので、平成 20 年度補正前の額 342 万 1000 円を 250 万円とし、21 年度補正前の額 720 万 8000 円を 812 万 9000 円に変更しようとするものでございます。

次に 6 ページ、7 ページをお開きいただきたいと存じます。第 3 表地方債補正でございます。大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債でございます。整備事業の負担金が減額されたことに伴いまして補正前の限度額 640 万円を 550 万円に変更しようとするものでございます。

次に補正予算の詳細につきまして事項別明細でご説明申し上げますので、10 ページ、11 ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございます。(款)の分担金及び負担金(項)分担金(目)清掃施設組合分担金につきまして、補正前の額8億5015万1000円から4935万5000円を減額補正し、8億79万6000円としようとするものでございます。補正額の構成市別の内訳でございますが、四條畷市は2220万3000円の減額、交野市は2715万2000円の減額となるものでございます。

次に(款)諸収入(項)(目)預金利子でございますが、定期預金利子など3万円増額補正し、4万円としようとするものでございます。

(款)諸収入(項)(目)雑入でございますが、これは1号炉の焼却炉、搬送コンベア上部爆発がございまして、その復旧工事費に対し建物共済金の填補金がございまして、これを176万8000円増額補正し、186万8000円としようとするものでございます。

続きまして12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。まず(款)(項)の組合債(目)の大阪湾広域廃棄物埋立処分場事業債でございますが、90万円減額補正し、550万円としようとするものでございます。

次に(款)国庫支出金(項)国庫補助金でございますが、これは収入費目の名称と支出費目の名称の統一を図るべく、新たに(目)として建設事業費国庫補助金を設けて予算を振り替えようとするものでございます。100万円をそのまま衛生費国庫補助金から建設事業費国庫補助金に名称を変えさせていただく内容でございます。

次に歳出のご説明を申し上げます。14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますが、まず(款)(項)議会費の(目)組合議会費では、それぞれ議員研修旅費で72万円を減額してございます。

次に(款)総務費(項)総務管理費(目)一般管理費でございますが、315万5000円を減額補正し、1億3790万8000円としようとするものでございます。その内容につきましては、全体的な執行状況の精査、事務事業等の確定によりそれぞれ減額をさせていただきまして、旅費で30万9000円を、事業費の確定、派遣職員の給料等に相当する負担金の確定などによりまして負担金、補助及び交付金で346万4000円を増額補正しようとするものでございます。

続きまして16ページ、17ページをお開きいただきたいと思います。(款)の衛生費(項)清掃費(目)ごみ処理費でございますが、補正前の額5億3619万9000円に258万円を増額補正し、5億3877万9000円としようとするものでございます。その内容といたしましては、早期退職に伴います退職手当の増額が発生いたしましたため、また執行状況の精査などによりまして職員手当等で2574万5000円を増額補正を行ってございます。また需用費などではそれぞれ1822万3000

円を減額し、委託料では業務の確定によりまして減額をさせていただきますして 394 万 3000 円を減額させていただきますしております。また負担金、補助及び交付金では大阪湾広域廃棄物埋立処分場の整備事業費の額の確定により減額をさせていただきますしている次第でございます。

続きまして 18 ページ、19 ページをお開きいただきたいと存じます。(款)(項)の建設事業費(目)の新炉建設調査費でございますが、事業の執行状況の精査などによりまして額を減額し、113 万 7000 円としようとするものでございます。

続きまして 20 ページ、21 ページをお開きいただきたいと存じます。(款)(項)建設事業費(目)新炉建設事業費でございます。これにつきましては補正前の額 692 万 5000 円から 110 万 1000 円を減額補正し、582 万 4000 円としようとするものでございまして、その内容は事務事業の進捗状況の精査により検討委員会等の報酬で 18 万円を、また計画書の作成委託料で 92 万円をそれぞれ減額補正しようとするものでございます。

なお、22 ページから 26 ページに給与費明細書をお示しさせていただきますでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 2 号平成 20 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第 3 号)の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

1. 議長(吉坂泰彦君) 提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。9 番、岸田議員。

1. 9 番議員(岸田敦子君) それでは今日ここに来ましたら、施設整備基本計画の検討委員会第 2 回の議事録、そして第 3 回の資料が付けられていたんですけれども、その現在取りかかっています施設整備基本計画検討委員会の 3 回の議論の内容、大まかに教えていただきたいのと、そして環境影響調査事業の進捗状況について、まず聞かせていただきたいと思えます。

あと 4 ページ、5 ページの継続費補正なんですけれども、今ご説明の中では事業の進捗状況によって年割額を変更するというようなことが報告がされたんですが、どういう理由での変更かということを知りたいんです。先延ばしする理由は、事務の進め方がずれるということであって、住民との関わりでずらすのではないのかということ、これを明確に答えていただきたいのと、また環境影響調査事業に関して補正前、21 年度、新年度からは 6450 万円としていたのを、補正後が 3600 万円にということで、2850 万円減らすと。そしてその 2850 万円は 23 年度に追加されているという内容ですけれども、その事業に関してどの内容を先延ばしすることになるのかというようなことは明確にお答えいただけるか。

同じようにその基本計画書作成事業、これに関しても 21 年度に先延ばしする内容がどのような内容なのかということが明確に答えていただければお願いしたいと思います。

あと下田原地区の住民の方への説明会なり今の現状がどうなっているのか。また2月に行われた生駒市の住民への説明会の経過など、そのあたりの住民との説明会などの経過についても報告いただきたいと思います。

1. 議長（吉坂泰彦君） 梅垣課長。

1. 管理課長兼資源循環施設整備室上席主幹（梅垣信一君） まず、ごみ処理施設整備基本計画の検討委員会の進捗状況についてお答えいたします。第1回目は1月に行われまして、そのときにはスケジュールを確認させていただきました。第2回には2月の末に行われまして、そのときには両市のごみ処理の現状と将来のフローということを確認させていただきました。将来のフローというのは、両市の施設が統合した総合施設ができるという確認をさせていただきました。そして第3回の検討委員会ではお手元の資料でございますように3月24日に行われまして、19年度のごみの流れと29年度の将来予想をもとに施設規模を算定いたしまして、リサイクル施設規模も算定いたしました。そして裏面の資料につきましては、ごみ質、ごみ量、ごみ質ですね。焼却ごみ質の内容を、カロリー数等をお示しさせていただきました。基本計画の内容については以上でございます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 明田室長代理。

1. 資源循環施設整備室長代理（明田清孝君） アセスの進捗状況でございますが、実施内容につきまして2月から地域概況の把握を行いました。関係市域でございますが、交野市、四條畷市、生駒市における社会環境、それから生活環境及び自然環境等の状況について提起いたしましたところでございます。内容につきましては、社会的環境につきましては人口、産業、交通それから土地利用、水利用、それから生活環境につきましては大気環境、騒音・振動、水環境、土壌環境、公害苦情というようなところ、それから自然環境につきましては水質、生態系、それから景観等の地域の概要を把握いたしました状況でございます。

それと新ごみ処理施設にかかる環境影響調査事業の継続費の補正の内容でございますが、平成20年度の予算に掲載させていただきました新ごみ処理施設整備にかかる環境影響調査事務の平成21年度執行予定額6450万円をこのたび3600万円に補正させていただこうといたしておりますところでございます。その理由でございますが、新ごみ処理施設整備基本計画策定を当初6月までに終える予定でございましたが、事業のスケジュールを詳細に検討いたしました結果、10月頃までかかることが判明いたしましたので、基本計画策定を終えた後に環境影響調査の主だった調査を行います関係から調査事業を先送りし、減額させていただくものであります。その結果、事業量は事業の最終年度であります平成23年度が増大することになります。

それとどのような内容にというご質問でございますが、方法書の作成が20年度で地域概況を行

いました。その後、21年度では評価項目の選定、調査予測及び評価手法の選定、方法書の作成及び公示縦覧を行い、知事及び住民の意見についての見解を作成いたします。その後、知事及び住民の意見を踏まえた方法書の修正を行い、スケジュール的には平成22年2月をめどに完了したいと考えておるところでございます。その後、環境影響調査の状況につきましては、大気及び水質等の作業を行う中で、平成20年3月から実施したいということを考えております。

それと下田原及び生駒市の状況でございますが、生駒市につきましては2月の19日に説明会を開催いたしました。150名余り来ていただきました。その中で、経過措置の昭和52年から決定した経過を含めてですね、再度説明会を開催するというところで現在、生駒市と調整を行っているところでございます。下田原につきましては2回開催いたしましたが、当初5名の方が来ていただきましてご意見をいただいた状況でございます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 梅垣課長。

1. 管理課長兼資源循環施設整備室上席主幹（梅垣信一君） 新ごみ処理施設整備基本計画書作成業務の年割額の変更についてご説明申し上げます。新ごみ処理基本計画書作成事業を342万1000円からこのたびの250万円に補正させていただこうといたしております。理由につきましては、新ごみ処理施設整備基本計画の策定を当初6月頃までに終える予定が事業スケジュールを詳細に検討いたしました結果、10月頃までかかること、それに伴い処理方式検討委員会の開催が21年度にずれることによる20年度事業費と前払い金額の上限を精査した結果、契約に基づく前払い金額の上限に合わせて減額させていただくものでございます。以上でございます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） ありがとうございます。今のご説明では継続費の年割額の変更というのは、事務手続き、調査事業を先送りするからということで、住民との合意が図れていないからということとは関係ないというような内容と受け止めました。説明会の経過も伺っても、生駒市の住民に関しては説明会を再度開くということで、下田原の住民にも2回したけれども、それ以降は何も行わなかったもので、今の段階では説明会開くという目途も立っていないという状況かなというふうにとれましたので、地元合意はまだまだ図れていないということが確認できたと思います。いまだその状態で環境影響調査などの事務手続きをどんどん進めるというのは、やはり問題があると言わざるを得ません。住民合意を得るための作業と新炉建設に向けた作業を同時進行で進めるということで今までずっと言ってきておられますけれどもね、今の状態でその住民との話し合いがテーブルに載るめどがあるのかなというふうなことは非常に不安に思います。

前回の議会で管理者が現在の土地を少しでも北へ移動して、そのことを地権者に働きかけて、地元の住民と話し合いを進めていきたいというような、そういうことを言っておられていました

けれども、その経過はどうなっているのかということも伺いたと思います。

1. 議長（吉坂泰彦君） 神田局長。

1. 事務局長（神田市朗君） 経過と申しますのは、この前の議会でもいわゆる現在の計画地、これの活用をするために地元の方々のご心情これらを踏まえて考えていこうということで今現在、両正副管理者が動いていただいておりますので、そういう状況でございます。ただ我々事務方といたしましては今後ともご理解をいただきたいということで、それぞれ説明会をさせていただけるような土壌づくり、これにこれから努力していくということは考えてございますので、ひとつよろしくご理解をいただきたいと存じます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） 今のお話ではその土地の地権者に働きかけている段階であって、まだその話がついていないというようなことで理解でよろしいですか。

1. 議長（吉坂泰彦君） 神田局長。

1. 事務局長（神田市朗君） まだ話がついていないことではなくて、まだ地元と我々としてお話のできる状況に今まだなっていないという状況でございます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） 分かりにくいんですけど、その地権者との合意に関してはどのような状況なんですか。

1. 議長（吉坂泰彦君） 神田局長。

1. 事務局長（神田市朗君） 一定のご理解をいただいているということでございます。ただ、その状況で今、下田原地区とそれ以降、説明会なり、またお話し合いをさせていただける場にはなっていないので、そういう状況でございます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） はい、分かりました。今、土地を動かすという、そういう努力をいただいている。これは30年以上かかって、ようやく行政が努力を示した結果だと、そのことについて全く評価しないわけではないんですけども、しかし私たちは先に取りべきはやっぱり住民合意だというふうに考えます。同時進行でしたら、やっぱり住民の皆さんは自分たちの意見無視して進められているというふうに思わざるを得ないと思うんです。いくらその住民の理解が重要だということをこの場でも、また四條畷の議会でもおっしゃっていますけれども、実際にやっていることは住民の意見を十分聞いてないのではないかと思わざるを得ないんです。そういう住民感情から考えても、地元の合意を得てから環境影響評価事業取りかかる。もうすでにね、取りかかっているからということをおっしゃらずにですね、今からでも住民とともに考えていくという

姿勢をね、持っていただきたい。

そういう例は全国的にもいろいろあるんですね。例えば栃木県佐野市というところで、これはもう7年前ぐらいの話なんですけど、新炉建設、当初の予定をしていたところは住民の反対があって合意得られないということで、予定地変えて、その予定地変えて2度目の候補地でもやっぱり大反対運動が起きてしまって、合意に至らなくて、また候補地を変えるというような、そういうことをやっている自治体もありますし、東京都の三鷹市でもそういったごみ処理施設建設で住民の合意が得られずに、結局市役所の近くにそういうごみ処理施設を持っていったというような話もあります。また、埼玉県所沢市では住民参加のごみ減量計画で焼却炉の縮小というのを実現されたとか、横浜市でも減量化、住民とともに実施をして、そして1つの焼却炉を休止するというような取り組みが行われている。こういう例が全国的に見たらいろいろあるんですね。今からでもやっぱり住民とともにという姿勢で臨まれるべきだと私は考えますが、その点について行政はどう考えますか。

1. 議長（吉坂泰彦君） 神田局長。

1. 事務局長（神田市朗君） もちろん住民の皆様、市民の皆様のご理解を得た上で進めていくということで我々も努力させていただき、またこの新炉自体もそういう方向で進めていこうということで我々も事務を進めさせていただいている状況でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。以上でございます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） 努力していただいている。それをね、否定するわけじゃないんですが、やり方は私が今言った実態とはやっぱり違います。この周辺でやるということが前提での説明会です。やっぱりそれでは住民の方は納得しないということが続いていますのでね、今からでも私はぜひ新炉建設に向けての行政の姿勢を変更すべきだということを申し述べておきます。

1. 議長（吉坂泰彦君） ほかにございませんか。10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） それでは私から1点だけお尋ねをしたいと思います。構成2市ですね、本補正予算で総額4935万5000円の減額といたしますか、構成2市にお返しすることになるわけですが、この構成両市の経費の支弁についてですね、分かりにくいということでお尋ねをしたいと思います。

そもそもこの経費の支弁のあり方についてはですね、人口割については当該会計年度の初日の属する年の1月1日現在の人口を使うということですから、当初予算と補正予算は同じ人口を使うということになると思います。それから搬入量割については当該会計年度の初日の属する年の前年の12月末日現在における過去1年間の関係市の搬入量を使う。こうなるとまいりますと、こ

れも平成 20 年度の当初予算の数字と今回の補正予算の数字は恐らく同じものを使うんだというふうに思うんです。すると平成 20 年度の当初予算と今回の補正予算が同じ数値を用いるのであれば、この分担金の負担割合、言い換えればこの返戻割合は当然同じになるのではないかなというふうに私思うんですね。ところが平成 20 年度本組合の当初予算では四條畷市と交野市の最終負担割合は、四條畷市 45.96%、交野市 54.04%になっているんですね。ところが今回の補正ではですね、四條畷市への返戻割合が 44.99%、交野市への返戻割合が 55.01%となっている。これ違うんですね、数字が。なぜこのような違いが発生するのか、ご説明をいただきたい。

1. 議長（吉坂泰彦君） 奥田課長。

1. 総務課長（奥田浩樹君） 負担金の割合の違いが発生するという説明ということでございますが、それぞれ予算につきましては本組合の規約第 11 条で規定してございまして、その経費の支弁の方法に基づいて算出をさせていただいております。まず組合議会、総務に要する経費につきましてはすべて均等割と、ごみ処理施設に要する経費につきましては均等割が 100 分の 30、人口割が 100 の 30、搬入量割が 100 分の 40 ということになってございます。また、建設事業に要する経費につきましては均等割が 100 分の 20、人口割が 100 分の 80 ということになってございまして、それぞれ人口割に適用します人口、搬入量割にいたします搬入量につきましては、先ほど扇谷議員がおっしゃられたとおりでございます。当然にも当初予算と補正予算の負担割合が一致するということになるのが当然でございます。

しかし今回、平成 20 年度の当初予算につきましては組合議会、総務に要する経費とごみ処理施設に要する経費におきまして算出させていただいてございました。平成 20 年度の第 1 号の補正予算におきまして新ごみ処理施設にかかる経費である環境影響調査などの事業を新炉建設調査費から新たに建設事業に要する経費といたしまして（目）新炉建設事業費を設定させていただいた関係で、この新たに当初使用してこなかった建設事業費に要する経費の負担割合を補正の段階で入れさせていただいた関係で全体の負担割合にそのような差異といいますか、違いが出てきたというふうなことでございますので、よろしくご理解をいただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

1. 議長（吉坂泰彦君） ほかにございませんか。6 番、中上議員。

1. 6 番議員（中上さち子君） 質疑の前に第 1 回定例議会の中で私の答弁の中で、環境影響評価調査事業委託する調査対象のメンバー、このメンバー資料については配布されているという答弁がありました。事後にそれは訂正であったということで申し添えておきます。

質問の方に入らせていただきますが、この補正の中で環境影響調査事業の継続費ということで補正も含まれてるわけですが、その環境影響調査につきまして地元の理解を求めるということで、

それを求めてきたことなんですが、特に生駒市への方の説明会ですね、その状況がちょっとよく分からないんですが、2月19日に開かれたということですが、そこでのどういう意見が出されたのか。この辺について詳しくお話ししたいのですが。

1. 議長（吉坂泰彦君） 明田室長代理。

1. 資源循環施設整備室長代理（明田清孝君） ただ今の生駒市の状況ということでございます。生駒市の地元に対しましては先ほども2月の19日に説明会を開催いたしましたというところでございます。当方の説明は聞いてもらえなかったというのが現状でございますが、住民の考え方を一方的に示されるなど厳しい状況ではありましたが、しかし住民の方からは次回説明会開催の要望等が出されております。話し合いの機会は閉ざされていないと考えております。その中でできる限り住民のご理解をいただけるよう、今後も誠意をもって対応してまいりたいと考えているところでございます。よろしく申し上げます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 6番、中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） この開かれた状況について、商業新聞の方ではね、住民説明会は紛糾したということで報道されているわけですよね。用地取得前に説明すべきではないかとか、反対し続けているのに、なぜ建設するのかと、こういうふうな内容の記事が書かれておりましたけれども、地元の生駒市民の方の声をほんとにどう受け止めていくのか。その点とね、今後再度説明会を開いていくというお考えだったんですが、この時期をどういうふうにご考えておられるのか、お尋ねいたします。

1. 議長（吉坂泰彦君） 明田室長代理。

1. 資源循環施設整備室長代理（明田清孝君） 今、時期はいつかというご質問でございます。ただ今、生駒市と調整を行っておるところでございます。できればですね、4月を目途にですね、考えていきたいということで調整を図っているところでございます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 6番、中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） 生駒市民の方から言えばね、四條畷市民、交野市民はごみを出しているわけですから、そういう施設については一定理解はできないこともないわけですが、生駒市民の方は、自分たちが利益を、そういう直接受けることのない施設が来るということで、やはり、もう怒鳴られても、叱られてもやっぱり誠心誠意をもって地元説明にあたると、どのようなことがあっても必要ではないかと思っておりますので、説明責任をぜひともまた理解を得るためのそういう努力をお願いしたいと思っております。

もう1点、環境影響調査事業のこの状況ということで今お話しいただいたんですが、今後の流れについてもう少し詳しくご説明していただけますか。

1. 議長（吉坂泰彦君） 明田室長代理。

1. 資源循環施設整備室長代理（明田清孝君） 今回上げております 21 年度の 3600 万円の内訳でございますが、平成 20 年度から地域概況の把握を進めております。その環境影響評価の作成についての継続作業といたしまして、方法書につきまして 1300 万円、それと 1300 万円を 21 年度に実施いたします。その後、環境影響評価の現況調査といたしまして 2300 万円を考えております。また、これらの事業のスケジュールにつきましては、ごみ処理施設の整備の基本計画の策定を 21 年度 10 月中旬までに終え、その後、方法書にかかる手続きを平成 22 年の 2 月をめどに完了いたしまして、引き続き環境影響評価の状況調査を実施してまいりたいと考えておるところでございます。よろしく申し上げます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 6 番、中上議員。

1. 6 番議員（中上さち子君） 基本計画が 10 月ぐらいに策定されると、その後について現況調査も含めて行っていきたいということなんですが、以前の議会の中で都市計画審議会でも、この都市計画審議会で決定するにあたって地元の合意が必要だということで意見が、そういう意見があったわけなんですが、その事務手続きは進んでいるけれども、現況調査が入れないということもあり得ると思うんですが、その場合は 2300 万円組んでおられるということでは、またその状況に応じて先延ばしするという事考えられるということでしょうか。

1. 議長（吉坂泰彦君） 明田室長代理。

1. 資源循環施設整備室長代理（明田清孝君） 今のところですね、誠意をもって理解を求めていくことを考えておりますので、よろしく願いいたします。

1. 議長（吉坂泰彦君） 6 番、中上議員。

1. 6 番議員（中上さち子君） この環境影響調査、答弁の方でも都市決定事業として行うには周辺住民の理解を得ていくことは重要であるということとされておりますのでね、この地元の理解なしには環境影響調査、都市計画決定は進まないものと考えております。

1. 議長（吉坂泰彦君） ほかにございませんか。2 番、友井議員。

1. 2 番議員（友井健二君） 先ほどの議員の質問とちょっと関連するんですけども、先ほど生駒市の 2 月 19 日の説明会の内容、答弁聞きましたら、大変厳しい説明会の内容だったと思うんですけども、ほんとこの生駒市の住民の方がなぜ反対されているのかという根本的な理由というのを考え方として把握しておればそれをお聞きしたいですし、またそれに対して今後どのような取り組みをされるのか具体的に分かれば教えていただけませんか。

1. 議長（吉坂泰彦君） 伊田室長。

1. 資源循環施設整備室長（伊田俊二君） 生駒市の説明会の状況につきましては、先ほどご説明させ

いただきましたように非常に厳しい状況でございます。生駒市民の方がなぜ反対されておられるかということにつきましては、あそこを決める以前に説明が欲しかったというところに集約されるのではないかと考えております。確かに説明不足のところはございました。その辺のところにつきましてはこちらの方からも謝罪はいたしております。しかし、すでにあの土地も買収いたしておりますので、できるだけ協力をお願いしたいというご依頼も申し上げました。今後につきましてもできるだけ誠意をもってですね、生駒市民の方のお話を聞きながら、できることについては対応させていただくという姿勢で進めていきたいと、かように考えております。

1. 議長（吉坂泰彦君） 2番、友井議員。

1. 2番議員（友井健二君） ということはどっかでお互いの折半じゃないですけども、歩み寄って接点を設けるといふ、そういうことでしょうかね。

1. 議長（吉坂泰彦君） 伊田室長。

1. 資源循環施設整備室長（伊田俊二君） 当方といたしましてはそういう合意のできる場所を見つけていきたいと考えておる次第でございます。

1. 議長（吉坂泰彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（吉坂泰彦君） これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） 四條畷市選出の日本共産党市会議員団の岸田敦子です。私は議案第2号 2008年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第3号）について反対の立場で討論します。

私はこの議案に反対するのは、補正予算（第1号）のときにも述べましたように、住民合意を得られていない段階での環境影響調査事業の強行は認められないという立場からです。全国的に見れば栃木県佐野市、また埼玉県所沢市等々参考にすべき例が幾つも存在することは先ほど申し述べたとおりです。それら全国でお手本にすべき自治体の活動を取り入れ、時間がかかっても住民とともに予定地も含めた新炉建設への議論を進めるべきです。日本共産党といたしましても住民合意で新炉建設を進めるべきという立場から今回の補正予算には納得できないと申し述べ、反対討論とします。

1. 議長（吉坂泰彦君） ほかにございませんか。10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議案第2号平成20年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第3号）について反対の立場を表明し討論を行います。

本補正予算は、年度末を迎え経費確定に伴い構成両市への分担金の精算を中心に補正をしようとするものであります。しかし、新ごみ処理施設整備に関する計画支援事業である環境影響評価

調査交付金を衛生費国庫補助金から建設事業費国庫補助金への振り替え、新炉建設事業費として新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会の報償費や計画書作成業務委託料の減額、継続費補正として新ごみ処理施設にかかる環境影響評価調査事業並びに新ごみ処理施設整備基本計画書作成事業の年割額の額の変更を含むもので、昨年来約束されてきた政治打開による地元同意手続きを踏むことと、整備計画の策定、環境影響評価事業の実施手続きを同時進行で進めるとしながら、肝心の地元合意手続きが踏まれないまま、整備計画の策定作業、環境影響評価事業のみを進める行政手法を認めるわけにはまいりません。改めて、すべてに優先して解決すべき課題が建設予定地近隣地元地区との合意手続きを踏むことである、と申し上げ、構成両市トップの地元合意手続きに向けた一層の取り組みを強く要望し、討論といたします。

1. 議長（吉坂泰彦君） ほかにございませんか。6番、中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） 議案第2号平成20年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第3号）について日本共産党交野市議会議員団として反対討論を行います。

新ごみ処理施設建設は急がれる課題ですが、地元住民の理解を得られないまま環境影響調査を進めることには賛成できません。四條畷市民の地元住民はもちろん、施設が建設されることによって利益を得るところか不安の増大につながる、この生駒市の地元住民の皆さんには十分すぎるぐらい説明が必要です。両市管理者と施設組合に説明責任を果たすことを強く求めます。また、どの場所であっても施設周辺の住民の方が健康で快適な生活を送れるよう燃やすごみを減らし焼却炉の縮小に向けたごみの減量化に両市は全力で取り組むべきであると考えます。そして住民の理解を得るためにも今後、事業にかかる内容や事前の会議についてはすべて公開されるべきであると考えます。以上のことを求めて、反対討論といたします。

1. 議長（吉坂泰彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（吉坂泰彦君） これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第2号平成20年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者 起立）

1. 議長（吉坂泰彦君） 起立多数であります。よって議案第2号平成20年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第3号）については、可決されました。

1. 議長（吉坂泰彦君） 日程第4議案第3号平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（谷山 治君） （議案書にて朗読）

1. 議長（吉坂泰彦君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第3号についての提案理由及びその概要について内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（神田市朗君） それでは議案第3号平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算のご説明を申し上げます。まず1ページをお開きいただきたいと存じます。

本予算は、構成両市の厳しい財政状況の中、組合といたしましても経常的経費の削減に努めながら、新ごみ処理施設整備の推進にかかる一連の事業並びに現有炉の安定した稼働の維持を重点に歳入歳出それぞれ対前年度比10.88%の9億5671万3000円と額を定めようとするものでございます。

それでは主な内容につきましてご説明申し上げますので、3ページをお開きいただきたいと存じます。

まず第1表歳入歳出予算でございます。歳入でございますが、分担金及び負担金で前年度より8488万1000円増の9億4121万2000円を、また繰越金は前年度と同額1000円を、諸収入につきましては10万円を、国庫支出金で1200万円を、また組合債で340万円それぞれ見込ませていただいております。

次に4ページをお開きいただきたいと存じます。歳出でございますが、議会費につきましては前年同額、また総務費では1億1710万3000円を、衛生費では6億4356万4000円を、建設事業費で5124万7000円を、公債費で1億4101万8000円を、予備費で前年度と同額100万円をそれぞれ計上させていただいております。

続きまして5ページ、第2表地方債をご覧いただきたいと存じます。地方債でございますが、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業の負担金の財源といたしまして340万円の地方債を発行しようとするものでございます。

それでは歳入歳出予算の内容につきまして事項別明細によりご説明申し上げますので、12ページ、13ページをお開きいただきたいと存じます。

まず歳入でございますが、(款)分担金及び負担金(項)分担金(目)の清掃施設組合分担金でございますが、前年度に比べまして8488万1000円増の9億4121万2000円を計上いたしてございまして、この内訳といたしましては、四條畷市で対前年度比約10.34%、額といたしましては4070万3000円の増、総額の46.14%にあたります4億3424万6000円を、交野市では対前年度比9.55%、額にいたしまして4417万8000円増、総額の53.86%にあたります5億696万6000円となっております。

次に(款)(項)(目)の繰越金でございますが、1000円の計上とさせていただいております。

続きまして14ページ、15ページをお開きいただきたいと存じます。(款)の諸収入(項)(目)

雑入でございますが、前年同額で見込ませていただいております。

続きまして（款）の諸収入（項）（目）の組合預金利子でございますが、昨年度から分担金の年度内精算ということの基本にさせていただきます、繰越金を基本的に持たないということに取り扱いをさせていただいております関係上、繰越金運用による預金利子を計上することがなくなりましたことから、このたび廃目とさせていただきます。

次に（款）国庫支出金（項）国庫補助金（目）建設事業費国庫補助金でございますが、新ごみ処理施設整備にかかる環境影響評価事業に対しましての交付金といたしまして3分の1分として1200万円を見込ませていただいております。

また（款）（項）組合債の（目）大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債といたしまして340万円を見込ませていただいております。

続きまして歳出の内容につきましてご説明申し上げますので、16ページ、17ページをお開きいただきたいと存じます。

16ページ、（款）（項）の議会費（目）組合議会費でございますが、これにつきましては前年度同額の額で計上をさせていただきます。

続きまして18ページ、19ページをお願いいたします。（款）総務費（項）総務管理費（目）一般管理費でございますが、これは対前年度比7.4%、額にいたしまして935万2000円減の1億1710万3000円を計上させていただきます。

費目の主な経費の内訳でございますが、まず報酬におきまして、現在、非常勤職員の金額を上げさせていただいております。今現在取り組んでおります環境影響調査やごみ処理施設の整備全般にわたりますアドバイザーを2名、非常勤職員と採用する経費を計上させていただきます。次に給料でございますが、総務課職員5名分の人件費として計上させていただきます。あと職員にかかります経費をそれぞれ計上させていただきます。次に20ページ、21ページをお開きいただきたいと存じます。旅費でございますが、いわゆる行政委員会、また管外行政視察に伴う旅費等で72万9000円を上げさせていただきます。あと消耗品費、印刷製本費などの需用費で127万8000円を、また役務費で134万1000円、委託料でございますが、庁舎警備、計量事務等々の委託業務の経費といたしまして509万円を、また使用料及び賃借料といたしましては事務用機器でございます。140万3000円をそれぞれ計上させていただきます。次に22ページ、23ページをお開きいただきたいと存じます。工事請負費でございますが、合併浄化槽の移送用の水中ポンプ、これを取り替える必要性がございます関係で工事請負費を上げさせていただきます。59万6000円を計上させていただきます。あと備品購入費でございますが、相当古くなっております関係で公用車の買い替えをお願いさせていただきます。

いる次第でございます。続きまして負担金、補助及び交付金でございますが、ここでは派遣職員といたしましての負担金、これが6名分を見込ませていただいておりますものが大きなものでございまして、6190万3000円の額を上げさせていただきまして、総務費の合計といたしましては1億1710万3000円となっております。

次に24ページ、25ページをお開きいただきたいと思います。〈款〉衛生費〈項〉清掃費〈目〉ごみ処理費でございますが、対前年度比18.4%、額にいたしまして1億2万7000円増の6億4356万4000円を計上させていただいております。この主な増額要因といたしましては、定年退職者2名がおります。それに関わる経費、また現有施設の整備に伴います工事請負費が大きなものとなっております。

費目の内容といたしましては、管理課職員現在25名の体制でございますが、それらの人件費を見込ませていただいております。また、賃金では焼却炉の運転要員として臨時職員を2名、247万7000円の額を見込ませいただいております。あとそれぞれ消耗品費をはじめ需用費等々をいたしまして1億2689万1000円を計上させていただき、ただ委託料につきましては、特に経常的なフェニックスの搬送費用、また測定費用等々を見込ませていただいております。次に26ページ、27ページの工事請負費でございます。27ページ、工事請負費でございますが、2号炉のガス冷却塔内部の耐火物の劣化が極めて激しいということから、この更新をはじめといたします焼却炉の整備工事費といたしまして4989万2000円増の1億9609万9000円を計上させていただいております。次に28ページ、29ページをお開きいただきたいと思います。これにつきましては負担金、補助及び交付金でございますが、大阪湾の広域廃棄物の埋立処分事業の負担金といたしまして計上させていただいております。以上、衛生費の合計といたしまして6億4356万4000円となっております。

次に30ページ、31ページをお開きいただきたいと思います。〈款〉〈項〉の建設事業費でございます。〈目〉新炉建設調査費でございますが、昨年度から新ごみ処理施設整備に関わる事業、業務が具体的に着手したことによりまして、新炉調査費におきましては事務的経費を中心に地元の皆様のご理解いただくための他の施設見学などを想定した予算計上として対前年度比92.65%、額にして5599万3000円を減額させていただきまして、444万円を計上させていただいております。また〈款〉〈項〉建設事業費〈目〉の新炉建設事業費でございます。これは新ごみ処理施設整備に関わる環境影響調査業務、また施設の基本計画の作成業務に係る経費として上げさせていただいております。報償費で新ごみ処理施設整備の計画の検討委員会の報酬などといたしまして、また委託料では先ほど補正予算(第3号)でご説明させていただきました継続費の年割額の変更に合わせました業務委託、また新ごみ処理施設整備基本計画の業務委託等々で

ございます。なお、環境影響評価につきまして、このたび両市の都市計画決定の手続きとあわせて行うことになっておりますところから、新たに都市計画決定手続きに関わります図書などの作成業務委託料 95 万円を新たに計上させていただいているところでございます。これをもちまして委託料合計 4507 万 9000 円、これを計上させていただいているところでございます。以上、建設事業費の合計といたしまして 5124 万 7000 円となっております。

次に 32 ページ、33 ページをお開きいただきたいと存じます。(款)(項)公債費(目)の元金でございますが、過去に借入れを行いました地方債の元利償還金といたしまして対前年度比 11.38%の 1 億 3553 万 3000 円を見込ませていただいております。(款)(項)公債費利子でございますが、対前年度比、これは 21.1%の 548 万 5000 円をそれぞれ計上させていただいております。なお、元金におきましては、ごみ処理施設整備費用といたしまして、これは平成 18 年度に行いました 1 号炉の整備工事の財源の一部として借入れました地方債の元金償還、これが始まることから大きな増額要因になってございます。以上、公債費の合計といたしましては 1 億 4101 万 8000 円となっております。現時点での公債費償還のピークは平成 22 年度の約 1 億 4125 万円となるものと存じます。

次に(款)(項)(目)予備費でございます。これは前年度同額を計上させていただいております。

あと以降のページ、34 ページから 4 ページにつきましては給与費の明細をそれぞれ、また 46 ページ、47 ページには継続費の調書、また 48 ページ、49 ページには地方債の調書をそれぞれ示させていただいているところでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 3 号平成 21 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算についての概略説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

1. 議長(吉坂泰彦君) 提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。10 番、扇谷議員。
1. 10 番議員(扇谷 昭君) それでは 21 年度の当初予算について何点かお尋ねをしないと、このように思います。

まず何よりもですね、先ほどの補正予算の中でも討論の中でも申し上げました。この新炉、新ごみ処理施設整備に向けたですね、私にすれば最も大切な手続きであります地元同意、この手続きのあり方についてお聞きしたいと思います。まず私の立場を明らかにしておきたいと思います。まず私はですね、市が今進めておられます政治的打開による地元同意手続きと施設整備計画策定、環境影響評価の実施手続きのですね、同時進行策ということについては、従前から申し上げてお

りますが、これは反対の立場をとっております。何よりも建設位置に関する地元同意手続きが、私はすべてに優先する手続きであり、このことの解決抜きに他のいかなる手続きも進めるべきではないという立場であることを改めて申し上げたいと思います。そしてその上に立って建設位置に関する地元同意手続きを踏んだ上です、素晴らしい自然が息づく田原盆地の環境保全が守られ、地区住民が安心し、納得のできる施設整備がなされ、将来にわたって安心、安定した稼働が保証されること。そのためには市民一人ひとりの理解と協力が得られ、そしてまた行政としては確かな財源確保と信頼できる推進体制を構築すること、このことが必要である。こういうふうと考えておるとい立場を明らかにしておきたいと思います。

しかし現実はず、このすべての事業に優先して解決すべき地元同意手続きが得られてない。そういう状況の中で基本計画の策定、環境影響評価事業、言い換えれば施設整備が、予定どおり進んでおる。この事態は迷惑施設建設にとって私は異常であるというふうを考えるわけがあります。地元同意手続きに向けた進捗と今後の見通しについて説明を求めます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 管理者。

1. 管理者（田中夏木君） ただ今の扇谷議員のご質問にお答え申し上げます。施設整備に向けましては、これまでも説明会の開催などを通じて市民の皆様のご理解がいただけるように努めてまいったところでございます。また、周辺地域の皆様のご理解は大きな要素であると認識しており、皆様のご心情をお察しし、副管理者の交野市長ともご相談させていただき、現在の計画地を有効に活用することを前提に、行政の最大限の誠意として土地の交換という手法によって一部を北側に移動できるよう隣接土地所有者と協議を進め、合意に達することができたところでございます。これをもって現状の打開ができればと考えており、少しでも早い段階で話し合いなどの場が設定できるようお願いしている現状でございます。今後は周辺の皆様のご環境保全をはじめとするご意見などにも耳を傾け、説明会の開催はもとより、話し合いもできる状況を作りだしていくよう誠心誠意努めてまいりたいと存じておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。以上です。

1. 議長（吉坂泰彦君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 私もですね、昨年の8月以降の動きの中でお願いしてまいりました。そして田中管理者、中田副管理者を中心にですね、今までの流れの中で、やはり反省すべきは反省しながらですね、一定真摯に対応していただいておりますということについては理解をしております。がしかし、いずれにいたしましても地域としてまあいろいろあったけれども、まあよろしゅう頼みますと、こういう状況をまず何よりも一日も早く作っていただきたいと思います。これは本議会に来ておられるすべての議員も恐らく思っておられると思います。両市の14万市民がですね、安心

してごみを排出できる体制ということから言えば、当然一定の施設が必要だということについてそれぞれが理解しておるわけでありますが、それがやはり建つ場所からすればですね、一定の合理的な理由と、なるほどと、しゃあないなという理解を得てですね、進めるというのが、これは私は本来あるべき姿だろうというふうに思います。

今、管理者からご答弁いただきました。何としてもですね、このことを抜きにあと議論をしても、これはある意味では非常に空しい部分がございますので、今一步努力をしていただいて、最後の詰めをお願いしたい。何としてもですね、私は100点は望むべくもないと思います。60点、70点で結構だと思いますが、地域とですね、共に手を携えて新炉整備が進むような環境づくりに向けて今一段のですね、取り組みを強くお願いしておきたいというふうに思います。

で、このことが一定前に進むということを前提にですね、あと何点か、もうすでに作業が始まっておりますので、私として気になる点等を踏まえてですね、質問したいというふうに思います。

本予算の中で新たな内容が出てまいりました。それは環境影響評価事業と構成2市の都市計画決定手続きの整合についてであります。まず最初に確認をしておきたいと思うんですが、私は昨年の四條畷市の6月議会の中でこのような答弁をもらっています。このたびの環境影響評価の手続きについては、大阪府環境影響評価条例第33条の都市計画に定められる対象事業に関する特例の規定によって構成両市が都市計画決定権者として行う都市計画決定の手続きとあわせて行うと、このように説明を受けておるわけでありますが、この認識に間違いはございませんか。

1. 議長（吉坂泰彦君） 明田室長代理。

1. 資源循環施設整備室長代理（明田清孝君） 今、事業実施の根拠ということがございます。新たなごみ処理施設は都市計画施設として整備しようとしておりますことから、ご指摘のとおり大阪府環境影響評価条例第33条の特例の規定により都市計画の手続きをあわせて行うことといたしております。よろしく申し上げます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） まずこのことをね、皆さんしっかり確認をしておきたいと思うんです。

次にですね、このことを確認いたしますとね、環境影響評価調査事業は事業者たる四條畷市交野市清掃施設組合が実施をなさると。そして都市計画施設としての新ごみ処理施設の都市計画決定手続きについては都市計画決定権者である構成両市が大阪府環境影響評価条例第33条の特例の規定に基づいて進める。この認識で間違いはないですね。

1. 議長（吉坂泰彦君） 明田室長代理。

1. 資源循環施設整備室長代理（明田清孝君） ただ今、実施主体についてということがございます。

大阪府の条例等からいたしますと、環境影響評価事業には都市計画決定権者であります四條畷市

及び交野市の両市が行うこととなっておりますが、経済性と効率性の観点から施設組合が両市の指導監督のもとに実際の業務を行うことといたしております。よろしく申し上げます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） まあほんとにね、分かりにくいんです。私も調べる中で大変理解しにくいんですけども、実はこの特例の規定に基づく具体的な手続きについては、大阪府環境影響評価条例施行規則第101条の3のですね、事業者の行う環境影響評価との調整という規定があるんです。どういうことが書かれておるかといいますとですね、調整の方法として、環境影響評価条例第5条1項の規定により方法書を作成してから、知事が同条例第6条の規定による公示を行うまでの間において都市計画決定権者が事業者はその旨を通知したとき、同条例33条の規定は事業者がその通知を受けたときから適用する、このように定めておるわけでありまして。そして同条例施行規則101条の3の第2項で、このような場合、こういう通知があった場合ですね。事業者が行った環境影響評価その他の手続きは都市計画決定権者が行ったものとみなす、いわゆるみなし規定がございます。

今回の環境影響評価事業で申し上げますと、四條畷市交野市清掃施設組合が実施いたします環境影響評価調査事業として方法書を作成し、その方法書を同条例第5条の規定に基づき知事に提出し、同条例第6条の規定に基づくですね、公示縦覧を行うまでの間に四條畷市と交野市がですね、都市計画手続き上の通知をすることになると、このように理解をしております。通知をした後は、都市計画決定権者である四條畷市及び交野市が都市計画素案となる方法書を作成の上、知事に提出することになるというふうに理解しておりますが、これも間違いありませんか。

1. 議長（吉坂泰彦君） 明田室長代理。

1. 資源循環施設整備室長代理（明田清孝君） ただ今、方法書の作成と都市計画手続きについてでございますが、大阪府環境影響評価条例施行規則第101条の3などに規定されております民間事業者による開発事業などを意識したものであります。今回、施設組合が実施いたしますごみ処理施設の整備につきましては該当しないと考えております。そのため環境影響評価における方法書の知事への提出につきましては、ご指摘のとおり両市が行うこととなります。よろしく申し上げます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） ちょっとね、引っかかる部分があるんですが、まあ結構です。

そこでね、お尋ねしたいんです。この予算書のですね、中で、31ページですね。新炉建設事業費の委託料の中に環境影響調査にかかる都市計画決定手続き関係業務委託料 95万円が盛り込まれました。これは一体どのような内容か、説明を求めます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 明田室長代理。

1. 資源循環施設整備室長代理（明田清孝君） 都市計画決定関係の業務委託費 95 万円につきましては、計画準備のための資料収集及び整理、縦覧図、提出図の作成、事前協議申請書、計画書、都市計画策定経費概要書の作成、総括図、計画図の作成、成果品の取りまとめなどを内容といたしております。

1. 議長（吉坂泰彦君） 10 番、扇谷議員。

1. 10 番議員（扇谷 昭君） この都市計画手続きはですね、本来、構成両市 2 市固有の業務であります。両市の都市計画担当部署が実施するべきものでですね、本来、事業者である本組合が実施すべき手続きではないわけでありまして。この予算計上のあり方はですね、大阪府環境影響評価条例第 2 条が定義の中で定める事業者と都市計画に定めようとする都市計画決定権者である構成両市を混同するもので、私は法制度上大変問題があるのではないかというふうに思います。構成 2 市の都市計画部門は自らの責任を放棄し、事業者である本施設組合に都市計画決定手続きを委ねるのでしょうか。仮にですよ、百歩譲り、方法書そのものが全く同じであるとしたしましても、両者の法令上の立場は明らかに違うわけでありまして、このような手続き、予算計上が私は許されるとは思えないんですが、いかがですか。

1. 議長（吉坂泰彦君） 明田室長代理。

1. 資源循環施設整備室長代理（明田清孝君） 本来、都市計画手続きの業務につきましては、本来的に両市が行うものでありますが、計画的に効率よく事務を進めるため、両市の指導監督のもとに施設組合で予算を確保し、実務を行い、それらの成果品を両市に引き継ぎ、都市計画決定の手続きを行ってもらおうとするものであります。よろしく申し上げます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 10 番、扇谷議員。

1. 10 番議員（扇谷 昭君） まあね今の答弁、私は大変問題があると思いますよ。本来的には両市が行う。そう答弁し、ところが現実には両市と相談のもと、両市の指導監督を得て、私どもがしますと。出来た成果物は引き継ぎますと、これ整合ないですね。で、実はですね、都市計画法は都市計画を定めるものとして、都市計画法第 15 条においてこれははっきり明記しておるんです。都道府県あるいは市町村、都市計画決定はですね、都道府県か市町村でなければできないんです。これは固有の権利手続きであるということをはっきり明記しているんです。また、そうであるがゆえにですね、都市計画決定手続き、固有の手続きとしてございます同法第 16 条に規定する公聴会の開催、同法第 17 条に規定する都市計画の案の縦覧、同法第 19 条に規定する都市計画の決定のための都市計画審議会の開催、同法第 20 条の規定にございます都市計画の告示等です。これらすべての手続きは、いわゆる市町村ですね。いわゆる都市計画決定権者の固有の権利手続きなんで

すね。そしてその都市計画の図書として都市計画法第 14 条は総括図、設計図、計画書の表示義務を課しております。都市計画決定権者以外の者がおよそ法の定めによる表示文書を作成することは許されません。本予算の都市計画手続き関連予算は、明らかな都市計画法違反の予算編成ではないでしょうか。

また同時にですね、地方自治法第 232 条に規定する経費の支弁、これはこのようになっております。地方公共団体の事務を処理するための経費の支弁であるか、または法律、これに基づく政令により、このように定められております。この地方自治法の定めにも私は抵触するのではないかとこのように思うわけでありまして。

四條畷市はここ 1、2 年、様々な事象を抱えながら、行政におけるコンプライアンス遵守の大切さを学ぶ苦い教訓を経験したと思うんです。これらの実務をですよ、構成 2 市と本組合が役割分担をして担うということに私は異論を差し挟むつもりはございません。実務はですね、構成 2 市と本組合が連携を密にして進めるということであって当然だろうと思うんでありますが、少なくとも法令主義に基づいた手続きを逸脱する行政執行、行政手続きがあってはいけないのではないのでしょうか。私は、都市計画決定手続きについては都市計画決定権者である構成両市の都市計画所管部門が責任をもって都市計画手続きを進めるべきであると考えます。これはこの間の質疑の中で問題は明らかになってると思います。今一度ですね、構成両市とよく相談をいただき、恐らく 2 年、3 年後にやってまいります都市計画決定手続きに至る経過の中で、このような予算計上のもとに本施設組合が都市計画手続きの一端を担うということが恐らく弊害になるであろうというふうに私は予測をいたします。この点についてはですね、これ以上の質疑をいたしません、このような問題を抱えた予算計上であるということは申し上げておきたいと、このように思います。

次に新ごみ処理施設整備にかかる財源確保、長期収支見通しについてお尋ねをいたします。構成 2 市ともですね、長年懸案の課題ということで取り組んでまいりました。がしかし、建設位置の問題を抱える中で、あたかも新ごみ処理施設整備の問題は位置の問題がすべてであるかのごとく議論がされてきたのではないのでしょうか。そうではなくして、ひとたびこのような動きが出てきたときに重要な課題となってくるのが、構成 2 市及び本施設組合が責任をもってこの施設整備を本当に進めることができるのかということだろうと思います。また、本来ここに問題があっただろうというふうに思うわけでありまして。そういうことから言えば、1 つは推進していく体制の整備、先ほどから申し上げております法令遵守等を含めたですね、やはり廃棄物政策、ごみ政策としてのですね、体系を整え、整合を図っていく。これはもちろんであります、もう 1 つ大事なことはお金の問題であります。財源確保を語らずしてですね、新ごみ処理施設建設を進めてい

くということにはならないだろう、こういうふうに思うわけであります。そういう意味で、この財源確保はもうすでに始まっておるわけでありますから、大きな流れがこのままの予定でまいりますと、平成 27 年には施設整備ということが現実の課題になっていくという予定でございますから、大きな財源の確保が問題になる。

私は新ごみ処理施設整備基本構想及び 1 号炉の整備計画書、この以前からいただいております資料をもとに新炉整備費、アセット補修費、要するに今の炉をだましながら使う費用ですね、をもとにですね、そして本組合及び構成両市が示しておられます補助金、一般財源、起債内訳に基づき、今後の一般財源の構成両市の負担、償還費等の負担がどのような構成 2 市への財政の影響をもたらすか試算をいたしました。環境影響評価事業に 2 億 1000 万円、施設整備基本計画策定業務に 1062 万 9000 円、施設整備事業に 124 億 4800 万円、平成 19 年度末簿価の用地取得費に 20 億 1518 万 3000 円、平成 21 年度から 27 年の間のアセット補修費用に 14 億 9409 万 2000 円、以上合計 161 億 7790 万 4000 円、このようになります。膨大な財源の確保が必要となるわけであります。

発表されております財源内訳に当てはめてまいりますと、国の補助金が約 23 億 7100 万円、両市の一般財源から 39 億 8488 万円、起債が 98 億 1138 万円、そして金利 2% として 15 年償却、3 年据置、この償還に伴う金利負担が私の計算では 11 億 7736 万円となります。これを平成 21 年度以降の年次ごとの一般財源、公債費負担額で見まいりますと、施設整備に着手する平成 24 年度には 9 億 1200 万円、起債の据置期間が終了する 27 年度に公債費がピークとなりまして 11 億 8800 万円となってまいります。この金額を 21 年度当初予算負担割合で構成 2 市に割り戻してまいりますと、四條畷市負担額合計が 68 億 8188 万円、起債がピークを迎える 27 年度の負担額が私の試算では 5 億 4600 万円、そして交野市の負担額合計が 80 億 9175 万円で、同じく起債がピークを迎えますのが 27 年度、約 6 億 4200 万円という数字が出てまいります。

環境影響評価事業に着手した今、ある意味では当然にも構成両市と財源確保策について協議が進んでいる、事前調整が進んでいるというふうに思います。構成両市の財政長期見通しの中でこれらの財源が織り込まれ、確保の見通しは立っておるのか、お尋ねをいたします。

1. 議長（吉坂泰彦君） 奥田課長。

1. 総務課長（奥田浩樹君） 構成両市の財源の長期見通しが立っているのかということでございますけれども、両市財政ではごみ処理は両市の責務であるところから施設全体の計画を見据えて想定されておると、必要な財政上の考慮も行われております。今後、施設整備基本計画の策定をはじめ、実施計画などの事務を進めることになっておりますので、具体的な調整のもとに両市の財政見通しに示されていくものと考えますので、よろしく願いいたします。

1. 議長（吉坂泰彦君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） あえて申し上げなかったんですけども、財源の確保はこの金額についてはとどまらない。このまま推移してまいりますと新しい施設の稼働に伴い当然発生する費用として現炉の解体工事が行われます。跡地利用の検討は、これはともかくといたしまして、今後の課題ではありますが、ひとたびですね、解体して整地する。これは当然必要になってくるわけですが、現時点でどの程度の解体費用を見込んでおられるか、お尋ねいたします。

1. 議長（吉坂泰彦君） 奥田課長。

1. 総務課長（奥田浩樹君） 解体費の費用の見込みでございますけれども、現時点では解体にかかる事務には入っておりませんが、事例等では数億円単位の費用が必要になるものと考えられます。今後、施設整備の事業を進めながらですね、算出に向けた調査などの事務を進めることになるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） これもですね、同時にこれもどうしても必要な作業になってくると思いますので、ぜひ今から準備をしていただいておりますので、検討を始めていただきたいと思いますとお願いをしておきたいと思っております。

それから財源の確保の中で必ずしなければならない。特に喫緊の課題になってくるのが用地取得であります。この用地取得についてはですね、現在両市の土地開発公社があつての予定地を保有しとるわけでありまして。この施設組合の議会の中で私もお願いをし、そして田中管理者、中田副管理者がご努力によって一定今、土地の交換という手法によってですね、ひとつの打開を図ろうとしておられるわけでありまして。また、先ほどの管理者のご答弁では、隣接土地所有者との協議が合意に達したということでございました。この手法による場合、所得税法上の制約等もありましてですね、一定保有資産としての税法上適用のための要件がありますというふう聞いております。要するに税法上を適用しようとするれば、棚卸資産ではだめでありましてですね、固定資産でなければならないというような条件があるというふう聞いておるわけでありまして。となれば開発公社の保有地は、これはすべて棚卸資産でありますから、交換による所有権移転登記に向けてですね、一定の条件整備を図る必要があるのではないかというふうに思うわけでありまして。仮に今の状況からまいりますと、来年にも所有権移転登記ということになってくれば、本年度一定の手続きを踏む必要があると思うんでありますが、この建設予定地における土地開発公社からの構成両市の買い戻しについての対策、どのように承知しておられるか、お尋ねいたします。

1. 議長（吉坂泰彦君） 奥田課長。

1. 総務課長（奥田浩樹君） 土地開発公社からの買い戻しということでございますけれども、確かに

所得税の交換の特例を活用いたしますためには、1年以上所有期間が必要ということになっております。この要件を満たすよう構成両市及び両市の土地開発公社はもとより、本組合もそれぞれの認識をもって対応することとなっております。今後、両市の財政状況は非常に厳しいでございますけれども、その事情が許す限りにおきまして早急に対応が図れるように構成両市及び土地開発公社と今後協議を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

1. 議長（吉坂泰彦君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） まだ早いのではないかという話かも知れませんが、しかしすでにゴーサインを出してですね、着手なされたわけでありまして。それも両市にとって非常に懸案の課題であった事業であります。これ途中で何かということにはこれならないわけでありまして、ひとたび進めたわけでありまして、地元合意をきちっと得る中で法制度をクリアし、そして確実に新炉整備を図っていくということから言えば、この財源の確保ということはですね、当然の条件であります。田中管理者も中田副管理者もいろいろご苦労いただいておりますが、こういう手続きが進めていく上ですね、必ずクリアしなければならない。それがかなり早く、私は前倒しでやってくる、来ているんでないかなという思い持っておりますので、ぜひですね、抜かりのないように財源確保、特にこの用地の確保につきましては構成両市が所有するにいたしましても、本施設組合が所有をするにいたしましても、いずれにしても固定資産としての買い戻しという手続きは踏まなければならないわけでありまして、いずれにしても構成両市が負担をしておりますね、買い戻すということになるわけでありまして、対策に抜かりのないようにですね、取り組んでいただきたい。この点をお願いをしておきます。

そして最後にもう1点お尋ねをしておきます。それはですね、今回もそうなんですけれども、13ページのこの人口搬入量割を見せていただいて、私は実はびっくりをしております。何を申し上げたいかという、これを皆さん人口で割っていただくんですね、1日市民1人当たりのごみの排出量のうち、構成2市間に大きな開きが出ています。1日1人当たりごみ排出量の推移を直近で見ても見ますと、平成14年、15年、16年と3年間、交野市が上回っておりました。そして平成17年に逆転をいたしました。本年度のこの予算ベースで見ますとですね、四條畷市民の場合682g、交野市は604gとなり、これ実に両市に11.3ポイントの差が生じている。これ実は交野市、急激にごみが減ってきているんです。

この5年間の推移を分析いたしますと、平成21年度この当初予算ベースで5年前の平成15年度実績と比較をいたしますとね、四條畷市は平成15年762gですから11.8%減っているんです、確かにね。四條畷も減っているんですが、11.8%です。しかしながら交野市はすごいんです。平成15年度797gだったんです。それが今年604gですから31.7%減っている。私は構成2市の減

量化の取り組みに大きな差が生じているというふうに感じておるわけでありますが、どのように原因を分析しておられるのか、お尋ねをいたします。

1. 議長（吉坂泰彦君） 梅垣課長。

1. 管理課長兼資源循環施設整備室上席主幹（梅垣信一君） 交野市と四條畷市の減量化の差の原因分析についてでございます。交野市と四條畷市の減量化の差につきましては、交野市の事業系ごみの減量が大幅に進んだものであり、業者指導などの施策を契機により大きく進んだものではないかと考えられます。以上でございます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 間もなく正午となりますが、このまま会議を続行したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（吉坂泰彦君） ご異議なしと認めます。このまま会議を続行させていただきます。10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） まあね、今、組合としてはですね、そこまで踏み込んだなかなか分析もできる立場じゃありませんので、今のような答弁になると思うんですけども、やはり今の答弁を裏返しますとね、四條畷市の事業系ごみの減量にはやはり課題があるということだろうと思います。このことにつきましては私も四條畷市議会の方で一定問題提起をさせていただいておりますが、このような数字がね、具体的に出てまいりますとね、これはぜひこの数字を真摯に受け止めていただいて、四條畷市としてもですね、この事業系ごみの対策を急いでいただきたい。田中管理者も常々おっしゃっておられます、ということですね、これは強くお願いをしておきたいと思います。これは組合にお願いというよりも、それを構成する四條畷市にお願いしておきたいというふうに思います。

その上でね、これ近々、まったく北河内4市リサイクルプラザに行ってる以外のですね、すべての分別収集ごみについて構成2市共同で1カ所の総合施設ですべて処理するということが今、計画として進んでおるわけでありまして。こういう共同処理をするということを考えますと、様々な課題があるわけでありまして、構成2市間に先ほど申し上げたように682gと604gという、ある意味では1割を超える差があるということ自身がですね、1つの課題ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

1. 議長（吉坂泰彦君） 梅垣課長。

1. 管理課長兼資源循環施設整備室上席主幹（梅垣信一君） 構成2市の1割を超える差の課題につきまして、新しいごみ処理施設での共同処理の課題は、両市のごみ量の差よりも両市の減量化率、資源化率でございます。ごみ処理施設の処理能力は、ごみ処理基本計画の29年度の両市の減量化

率、資源化率の目標値を根拠にして算出することから、共同処理を行うにあたっての課題は、両市が掲げるごみ処理基本計画に基づく減量化率や資源化率を達成することにあります。今後、両市に対しまして、ごみ処理基本計画の目標達成に向けたごみの減量化、資源化の推進を要請してまいりたいと存じます。以上です。

1. 議長（吉坂泰彦君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 今ですね、新ごみ処理施設整備計画検討委員会が過去3回開催されて、その中で、ごみの排出分別収集についてもですね、現状を踏まえた将来動向について十分議論がしていただけるというふうに思います。また、構成2市間の収集品目の統一化という大きな課題もこの委員会の中で上がっております。まあ構成2市がですね、一層減量化、資源化の取り組みを推進されるよう、処理処分を担う本施設組合として申し入れていただきたいということを強く要望し、私の質疑を終わります。

1. 議長（吉坂泰彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（吉坂泰彦君） これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） 四條畷市選出の日本共産党市会議員団の岸田敦子です。私は議案第3号2009年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算に対し反対の立場で討論します。

本予算に反対する理由は、先ほど補正予算（第3号）で述べた理由と同じです。住民合意がない中で新炉建設に向けた予算が盛り込まれていることは認められないという立場からこの予算に反対することを申し述べ、討論とします。

1. 議長（吉坂泰彦君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議案第3号平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合予算について反対の立場を表明し討論をいたします。

本予算は実質的に新ごみ処理施設建設元年となる新ごみ処理施設整備基本計画作成業務、新ごみ処理施設整備環境影響評価事業関連予算を含む内容となっております。しかし、建設予定地直近地元選出議員として、新ごみ処理施設整備に欠くことのできない最優先課題、要件として、建設予定地の地元合意手続きがあると申し上げてまいりましたが、本日の質疑の中で地元合意に向けた環境整備が一定整いつつあることは理解はしておりますが、いまだ直近地元下田原地区をはじめとする関係地区との地元合意手続きが踏まれていない状況であることが明らかにされました。補正予算審議の討論の中でも述べましたとおり、迷惑施設建設に不可欠な地元合意手続きがないまま整備計画の策定作業や環境影響評価事業を先行実施する行政手法を認めるわけにはまいりま

せん。

また、本予算質疑を通じ、本施設組合が実施する環境影響評価事業と構成2市が都市計画決定権者として実施する都市計画決定手続きの大阪府環境影響評価条例、都市計画法等の法令に基づく整合についても法令違反の疑いのあることが分かりました。

すべての事業に優先して、まず地元合意手続きを踏み、新ごみ処理施設整備の環境を整えること、その上で新ごみ処理施設建設に関わる法的手続きの整合性を図り、財源確保や用地確保等に万全を期し、そして素晴らしい自然が息づく田原盆地の環境保全が守られ、地区住民が安心し、納得のできる施設整備がなされ、将来にわたって安全、安定した稼働が保証されること。そのためには行政が14万市民一人ひとりにごみ減量化、資源化について理解と協力を求めること。そして行政としては信頼できる事業推進体制を構築すること。このことが何よりも必要であります。構成両市が誠意をもって地元合意手続きを進められるよう強く要望し、私の討論といたします。

1. 議長（吉坂泰彦君） ほかにございませんか。6番、中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） 議案第3号平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算について日本共産党交野市会議員団として反対討論を行います。

平成20年度の補正予算での反対討論と同趣旨であり、地元住民の理解と合意のもとで新ごみ処理施設建設を進めるべきだと考えます。よって、地元住民との合意が得られていない中での環境影響調査委託料や都市計画決定の手続きのための予算が含まれている予算には賛成できません。そして施設整備基本計画の策定においては、市民や組合議会に対する情報公開を積極的に行うことを求めて、反対討論といたします。

1. 議長（吉坂泰彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（吉坂泰彦君） これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第3号平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者 起立）

1. 議長（吉坂泰彦君） 起立多数であります。よって議案第3号平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算については、可決されました。

1. 議長（吉坂泰彦君） 日程第5議案第4号四條畷市交野市清掃施設組合職員の厚生制度に関する条例の制定についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（谷山 治君） （議案書にて朗読）

1. 議長（吉坂泰彦君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第4号についての提案理由の

説明をいたさせます。管理者。

1. 管理者（田中夏木君） ただ今、議題となりました議案第4号四條畷市交野市清掃施設組合職員の厚生制度に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

職員の厚生制度を実施する社団法人大阪府市町村職員互助会が平成20年度をもって解散することに伴い、職員の厚生制度の実施についての所要の改正を行いたく本案を提案した次第でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 引き続きまして議案第4号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（神田市朗君） それではご説明させていただきます。議案第4号四條畷市交野市清掃施設組合職員の厚生制度に関する条例の内容でございますが、これは本組合の福利厚生に関する事業、これは現在、組合の職員の共済制度に関する条例に基づいて行ってまいったところでございますが、21年度以降の職員の厚生制度を円滑実施のために当該条例を全部改正させていただくものでございまして、まず1条では趣旨を、まず2条では適用の職員範囲を、また3条では厚生事業の内容を、また4条ではこの事業を本組合の職員構成団体に行わせることができる旨、また5条におきまして組合は構成団体に対しまして費用を補助することができる旨、また6条では構成団体事務に職員に従事させることができる旨、あと7条におきましては管理者への委任規定を規定いたしてございまして、附則におきまして本条例を平成21年4月1日から施行するとさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、議案第4号四條畷市交野市清掃施設組合職員の厚生制度に関する条例の制定についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

1. 議長（吉坂泰彦君） 提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（吉坂泰彦君） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（吉坂泰彦君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号四條畷市交野市清掃施設組合職員の厚生制度に関する条例の制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長（吉坂泰彦君） ご異議なしと認めます。よって議案第4号四條畷市交野市清掃施設組合

職員の厚生制度に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

1. 議長（吉坂泰彦君） これにて本議会に付議された案件の審議についてはすべて終了いたしました。

閉会にあたりまして管理者よりごあいさつをお受けしたいと思います。管理者。

1. 管理者（田中夏木君） 第2回定例会の閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は平成 21 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算のほか2議案につきまして慎重なるご審議の上、ご可決賜りまして誠にありがとうございました。今後とも構成両市との強い連携のもとに、新ごみ処理施設の建設に向けて精力的に事業を進めてまいりたいと存じておりますが、ご答弁でも申し上げましたとおり、事業の推進にあたりましては周辺の皆様のご理解は大きな要素であると認識しておりますところから、皆様のご心情をお察しし、現在の計画地を有効に活用することを前提に、地元への最大限の誠意として土地の交換の方法によって現状の打開ができることを副管理者の中田市長ともども事に当たっているところでございます。どうか議員の皆様には今後とも事業の推進に向けより一層のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

最後にこの場をお借りしましてご報告申し上げます。本組合の西野副管理者は来る3月31日付で退職することとなり、その後任といたしまして大井俊道氏を4月1日付で発令してまいりたいと思っております。また、神田局長、伊田資源循環施設整備室長及び谷山会計課長が3月31日付でそれぞれ退職することとなり、その後任といたしまして局長には四條畷市の北崎文雄君を、資源循環施設整備室長には同じく四條畷市の西端善夫君をそれぞれ内示したところであり、4月1日付で発令してまいりたいと思っておりますので、併せてご報告申し上げます。

今後ともよろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会にあたりましてのお礼とごあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

1. 議長（吉坂泰彦君） 以上をもちまして平成21年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第2回を閉会いたします。

諸案件の審議にあたりまして慎重審議賜り、誠にありがとうございました。

今、管理者の方からご紹介ありましたように、西野副管理者、神田局長、伊田室長、谷山課長につきましては大変議会に対してお世話になったことを議会として感謝を申し上げたいと思います。

本日はこれにて散会をさせていただきます。

(時に12時07分)

以上、会議の顛末を記載し、相違なきことを証するためここに署名する。

平成 21 年 3 月 30 日

四條畷市交野市清掃施設組合議長

吉坂 泰彦

四條畷市交野市清掃施設組合議員

坂本 顕

四條畷市交野市清掃施設組合議員

浅田 耕一